

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成29年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生越俊一
同	岩田浩岳
同	大國羊一
同	後藤勇

平成29年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 防災資機材の管理状況について

意見	処理方針・措置状況
<p>1 総括意見</p> <p>(1) 適切な防災資機材の整備・備蓄について</p> <p>災害は、いつ発生するかわからず、その規模は広域化又は複合化しており、それに対応する防災資機材も日々進化するなど、有効な防災資機材も変わってきていることから、常に最新の情報を把握し、整備基準や整備計画は小まめに見直しを行い、限られた予算を有効に活用して適切な防災資機材の整備・備蓄に努められたい。</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>近年の広域化、激甚化する災害に備え、県内市町村及び中四国9県との間で備蓄品目やその数量等情報を共有し、災害発生時の相互支援に備えている。</p> <p>また、賞味期限のある食料や飲料水等の更新時には、他県の整備状況や市町村等の意見を参考に適切に対応する。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>原子力防災資機材について、統一的な考え方のもと、効率的、計画的に整備するため、必要な資機材の種類、数量及びその考え方、整備・調達方法を明確にする「整備・管理計画」を、平成29年12月末に策定した。同計画に基づき、適切な資機材の整備・備蓄に努めている。</p> <p>なお、同計画は、新たな機器の開発や国の基準等の変更があれば、見直すこととしている。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防資機材の備蓄品目・数量について、時代に即した資材器具を計画的に整備するため「水防倉庫規格別備蓄基準」を新たに設けた。</p> <p>今後は、水防管理団体（市町村）が保有する水防資機材と調整を図りながら、必要に応じて基準を見直す。</p> <p>(警備課)</p> <p>毎年度、警察庁との協議、各警察署及び災害現場で活動に従事した職員から意見・要望を聴取し、真に必要と認められる防災資機材について整備計画の見直しを行っている。</p>
<p>(2) 保管場所の整備や保管方法等の見直しについて</p> <p>防災資機材の搬出・提供は、発災時の要請等に的確に応える必要があることから、保管場所の所在や倉庫内での配置図、品目表示等の不備などにより、資機材の活用の支障になることのないよう施設のあり方を含め、保管方法等の改善に努められたい。</p> <p>また、同時に使用する資機材を、予めケースなどに入れてセットしておくなど、スムーズな対応等が可能と</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>被災地からの支援要請に迅速に対応するため、備蓄倉庫では、備蓄品を概ね「食料・飲料水」、「生活必需品」、「救助用資機材」に分類の上、区域を定めて配置している。これにより搬出時の作業効率を高め、要請に的確に対応できる体制を整えている。</p> <p>今後とも、島根県トラック協会などに協力を求め、物流</p>

なる方法の工夫に努められたい。

専門家からの助言を得て、保管方法等の更なる改善に取り組む。

(原子力安全対策課)

発災時にスムーズな対応ができるよう、「整備・管理計画」において、業務実施場所に近く、日ごろ管理が行いやすい場所に保管場所を確保することと、業務ごと、使用場所ごとに保管することを規定している。

なお、保管場所の増設等を行い、今後、各保管場所の配置図を作成予定である。

(河川課)

水防管理団体（市町村）からの応急支援要請に迅速に対応するため、出水期前に水防管理団体と水防資機材の共同点検を実施することとした。

今後は、水防倉庫内の配置図や品目の表示など、収納の整理・明確化により発災時に円滑に資材提供できるよう、改善を行う予定である。

(警備課)

平成30年6月、警察本部主管課において全警察署の災害関係装備保管状況の点検を実施した。

災害発生時に優先して使用する災害装備資機材について、倉庫内の搬出しやすいスペースで他の資機材と分離して保管した。倉庫内の定期的な整理と関係資機材の点検・整備について再徹底を図った。

(3) 防災資機材の適切な管理について

防災資機材は、通常は使用することは少なく、日常業務の中での管理意識は希薄になりがちであり、また、担当職員の異動等により、管理手順や点検時期も適切に引き継がれないことも懸念されることから、点検や使用訓練、提供方法などのマニュアルや手順書を整備するなど、防災資機材の適切な管理に努められたい。

(防災危機管理課)

職員の人事異動等も考慮し、年度当初に災害発生時に広域防災拠点の運営を担う職員を対象とした実地研修を実施している。

また、防災資機材の点検や備蓄食料・飲料水の保管状態の確認を定期的実施するほか、県総合防災訓練では、発電機などの防災資機材を実際に使用して訓練を行っている。

今後とも、訓練等を通じて、防災拠点運営要領等のマニュアルの検証・見直しを行い、防災資機材の適切な管理に努める。

(原子力安全対策課)

「整備・管理計画」に基づき、資機材が常に正常な機能

	<p>を維持するため、適切に点検校正等を行っている。</p> <p>また、毎年度実施する原子力防災訓練の際に使用し、担当職員の習熟を図ることとしている。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防訓練及び水防技術講習会等において実際に水防資材器具を使用した訓練を行っている。</p> <p>また、資材器具の提供先である水防管理団体（市町村）と共同して点検を行うなど、適切な管理に努めている。</p> <p>(警備課)</p> <p>災害警備活動マニュアルを参考とした実戦的訓練の実施とおおむね月1回以上の災害装備資機材の点検整備を実施している。</p> <p>また、災害装備資機材の使用方法や点検整備に係る講習等に積極的に参加して技能の向上を図っている。</p>
<p>(4) 市町村等関係機関との連携について</p> <p>県内で大規模な災害対応を経験した職員は少なく、発災時に適切な対応ができないことも懸念されることから、市町村等からの資機材の提供要請等に基づく対応が適切にできるよう、防災訓練等における関係機関との連携強化に努められたい。</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>毎年度開催する県総合防災訓練では、開催地の市町村、島根県トラック協会等の関係機関と共同で緊急支援物資搬送訓練を行っている。</p> <p>また、平成30年2月には、南海トラフ地震を想定した高知県の防災訓練に参加し、浜田備蓄倉庫から支援物資を搬送する訓練を行い、協定に基づく広域支援の対応について確認を行った。</p> <p>今後とも、各種訓練を通じて対応を検証し、見直すことにより、マニュアルの実効性を高めていくとともに、関係機関との連携を強化し対応に万全を期す。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>関係する市については、必要な資機材を事前に配備しており、更新・追加配備についても、「整備・管理計画」に基づき、適切に実施している。</p> <p>また、これらの資機材を使った訓練についても、引き続き連携して実施していく。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防管理団体（市町村）と毎年出水期前に連絡調整会議を開催し、水防資材器具の保有状況を共有するなど、連携強化を行っている。</p>

	<p>また、水防資材器具を使った訓練についても、引き続き連携強化に努める。</p> <p>(警備課)</p> <p>今後発生が予想される大規模災害にも的確に対処できるように、毎年実施されている島根県総合防災訓練等に参加し、関係機関との緊密な連携を図っている。</p> <p>また、自治体の防災訓練に参加し、関係機関との連携を図っている。</p>
<p>2 個別意見</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>資機材の保管スペースが十分になく、一部保管場所では、倉庫内での搬出作業を行うスペースの確保が困難な状況にあり、発災時の搬出の即応性に欠けることも懸念される。</p> <p>については、管理委託や倉庫の借用等も含め、今後の資機材の増加等にも対応できるよう十分なスペースの確保に努められたい。</p>	<p>(原子力安全対策課)</p> <p>発災時にスムーズな対応ができるよう、以下のとおりスペースの確保等に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出作業の円滑化等を図るため、オフサイトセンター倉庫を整理 ・仁多集合庁舎にスペース(28㎡)を確保し、避難退域時検査資機材等を保管 ・課の執務場所移転に伴い、県庁6階に保管スペース(12㎡)を確保(今後、資機材庫として整備予定) ・資機材管理担当者(嘱託職員)を配置
<p>(2) 水防資材器具</p> <p>水防資材器具については、品目、数量とも多いうえ、保管場所での劣化の確認が難しく、更新すべき時期が判断しづらいことから、保管台帳を品目毎に更新時期の目安にもなるような様式に見直すよう努められたい。</p> <p>整備品目については、水防管理団体の整備品目と異なるものや現在の水防活動で使用するかどうかかわからないものがあり、実際の水防活動に支障を来す恐れがある。</p> <p>また、近年の災害の状況や技術の進歩により、新たに資機材として整備・備蓄すべきものがあることも考えられる。</p> <p>水防倉庫についても、一部を除き保管機関から離れた場所に設置されており、水防管理団体からの提供要請への即応性に欠ける恐れがある。</p> <p>については、県が備蓄する水防資材器具が、水防管理団体の備蓄品目の補完的役割であることを考慮し、品目や数量が適切であるか、保管場所等が水防活動の支障とならないか等を検証した上で、そのあり方を検討さ</p>	<p>(河川課)</p> <p>保管台帳については、今後、品目毎に購入時期を記載する様式に見直す。</p> <p>水防倉庫が保管機関から離れた場所に設置されている一部事務所では、水防管理団体の意見を踏まえ、水防倉庫の鍵を事前貸与するなどの対応を図った。</p> <p>今後も、水防資材器具の整備品目や数量が適切であるか、また、保管場所等が水防活動の支障とならないか等について、改善に努める。</p>

<p>りたい。</p>	
<p>(3) 警察が災害時において使用し得る資機材 警察が使用する防災資機材の保管場所は、いずれも手狭で、倉庫のほか車庫等にも分散している保管機関が多く、発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念されることから、十分な保管スペースの確保に努められたい。</p>	<p>(警備課) 機動隊については、平成32年度に庁舎移転する計画であり、災害装備資機材等を保管するためのスペースを確保するため、倉庫を建設することになっている。 各警察署の倉庫については、災害装備資機材を搬出しやすい場所への保管と、搬出の動線確保について指示し、平成30年6月、全警察署において改善されていることを確認した。</p>